

令和7年第3回（定例会）
笠置町議会 会議録（第3号）

招集年月日	令和7年9月26日 金曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和7年9月26日 9時30分			議長	西 昭 夫	
	閉 会	令和7年9月26日 14時14分			議長	西 昭 夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名 欠員 0名
	1	向出 健	○	5	山本勝喜	○	
	2	西 朋子	○	6	山本翔太	○	
	3	松本俊清	○	7	由本好史	○	
	4	山本麻也	○	8	西 昭夫	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	山本篤志	○	会計管理者	石原千明	○	
	参 事 兼 希望のまち 推進課長 事務取扱	田中邦男	○	税 住 民 長 課 長	草水英行	○	
	参 事	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政 課 長	森本貴代	○	建設産業 課 長	植田将行	○	
	総務財政課 担当課長	吉田和秀	○	人権啓発 課 長	増田紀子	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 主 任	東浦 翼	○	
会 議 録 署名議員	5 番	山 本 勝 喜		6 番	山 本 翔 太		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和7年第3回笠置町議会会議録

令和7年9月11日～令和7年9月26日 会期16日間

議 事 日 程 (第3号)

令和7年9月26日 午前9時30分開議

- 第1 一般質問
- 第2 認定第1号 令和6年度笠置町一般会計決算認定の件
- 第3 認定第2号 令和6年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件
- 第4 認定第3号 令和6年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件
- 第5 認定第4号 令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件
- 第6 認定第5号 令和6年度笠置町簡易水道事業会計決算認定の件
- 第7 議案第48号 笠置町防災情報等受信サービス提供業務委託契約の締結について
- 第8 発議第3号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件
- 第9 閉会中の委員会調査報告、一部事務組合議会及び広域連合議会報告
- 第10 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（西 昭夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和7年9月第3回笠置町議会定例会第3日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議会に先立ちまして、向出健議員から発言の申出がありましたので、これを許可します。

向出健議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

議長のお許しを得ましたので、発言をさせていただきます。

さきの議会で提案されました、ごみ処理の広域化の選定委員会の設置条例の質疑におきまして、産廃が持ち込まれる懸念を表明した際に、伊賀上野で関係者が発言をしたという趣旨の発言をいたしましたけれども、正しくは伊賀上野ではなく名張市の間違いでありました。おわびをして訂正をさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

なお、認定第1号から認定第5号につきましては、本日は討論及び採決を行います。

議長（西 昭夫君） 日程第1、一般質問を行います。

2日目に引き続き、質問を許します。

1番、向出健議員の発言を許します。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

一般質問通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず1つ目に、まちづくり、にぎわいづくりについての質問をさせていただきます。

町長も所信表明等を含めまして、にぎわいづくり、まちづくりを進めていきたいということで発言を繰り返されてきました。そして、今回の議会に提案されました補正予算の中身でも、企業版ふるさと納税を活用し、そして、具体的なまちづくりの計画案なども提案をいただくという予算がつけました。

ただ、この間、具体的なまちづくりの方向性や内容については、具体的なものがあまり出ていないように思われます。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、まちづくりのメニュー、もしくはもう少し方向性として、今、町長が考えておられること、説明をいただければと思います。

残りについては自席から質問をさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） 向出議員の御質問にお答えをいたします。

まちづくり、にぎわいづくりについてでございます。

笠置町といえば、一番最初に思いつくのはキャンプ場でございます。したがって、キャンプ場を中心とした、また、いこいの館なども一緒に併せ持った、活用した、にぎわいが出るような事業を想定しているところでございます。

議長（西 昭夫君） 1番、向出健議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

まちづくり、にぎわいづくりということで、今、キャンプ場を中心にとということではなりました。特にですけれども、人が多く訪れることによって、どういう効果があるか。1つは、お金を使っていただくということで、雇用を創出しながら地域の経済の活性化、そして、場合によってはそこから交流が増えて、また、移住、定住の選択肢の中に笠置町が入っていくというのが理想的なところかなというふうに思います。

まだ現段階では、なかなか具体化も進められているという段階ではないようなんですけれども、さきの補正予算の事業の中身でちょっとお聞きをしたところによりますと、応募いただいた業者のほうから提案を基本いただいた中でということもありました。

しかし、笠置町として、当然ある程度の具体的なメニューとか方向性というものがある程度持っておかないと、もう業者に丸投げになってしまうおそれもあると思います。

そこで、一定の段階で、具体的なメニューや計画をしっかりと作成をして、特に住民の方、一緒にまちづくり進めていくということも言われておりますので、しっかりと住民に周知をするということが必要ではないかと思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

議長（西 昭夫君） 希望のまち推進課長。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） 計画というところまでは、策定というこ

とは今のところ考えはありませんけれども、事業を進めていくに当たりまして、住民の皆さんにもお知らせした上で進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

町長が就任をされてから1年と6か月近くがたっている段階ですけれども、まだなかなかまちづくり具体化が進んでいない状況です。それで、少なくともどういうスケジュールですね、いつ頃には具体化をして、事業をどう実際に実施していくのかとか、そういったところ

のめどというのは今現在どのようにお考えか、ご答弁いただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 希望のまち推進課長。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） この議会で補正予算お認めいただきました、企業版ふるさと納税を活用した事業につきましては、10月早々にも事業の募集を開始いたしまして、進めていきたいというふうに考えておりました、事業者からの提案を待つスケジュール等々固めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） ある程度、やはりどの段階で示すかというフローとかスケジュールについては、もう少し早い段階で示していただきたいというふうに思います。いつ頃一体事業が本当に実施されるのかと。あともう少しすれば2年、折り返しの地点に行きますので、そこはお願いしたいと思います。

もう一つ、住民の参加や意見の反映ということで一定言われてきていると思うんですけども、具体的にはどういうことを想定されているのか。どうやって住民の方の意見の反映や参加を進めていこうとされているのか。何か議会とも協力して、住民の説明会とか様々なもの開いていきたいという発言も何度かされているんですが、なかなか実行に移されていない中で、今、どういうふうに考えておられるか答弁いただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 希望のまち推進課長。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） 事業実施に当たりましては、キャンプ場の御来場者や、また、町民の皆さんへのリサーチ、昨日も御説明させていただきましたけれども、N1分析を行いながら進めていきたいと考えております。その中で、多くの方の御意見は反映されるものではないかというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

タブレットの説明の場合は丁寧に開かれて住民の参加も呼びかけながら、ちょっと参加の絶対数の数はあまり多くないのかなという感じもありますけれども、そういうような形とか、具体的にされるのか。何かお聞きをしていますと、リサーチということになると、アンケート調査や戸別訪問になっていくのか。具体的には、もう少しどのようにお考えなのか、取組としてされるのか、説明いただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 希望のまち推進課長。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） ありがとうございます。

できるだけ多くの方に御意見を伺いながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

少なくとも、すみません、集会といいますか、説明会という意見のそういういろいろな聞く場、N1分析自体は数、統計的なことではなくて、個人の潜在的なことも含めて深くお聞きをした中で分析をしていく手法だというふうに説明を受けていますので、数多くというよりは、より深く絞った形でとは思うんですけども、ちょっと具体的にどういうふうに進められるのかなというのが見えていないので、その個別にアポを取って、そういう形で進めるのか、そこまで固まっていないのであればあれなんですけど、何か今、考えておられることというのは特にないんでしょうか。あればですが、なければ今後ちょっと具体的にどういうふうに進められるのか説明を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの向出議員の御質問でございますけれども、タブレットのほうは行政、私たち、笠置町が主体でやっているということなので、私たちなりのやり方というのを進めておりますけれども、今回このまちのにぎわいづくりにつきましては、プロポーザルという形で業者選定をした関係上、やはり業者のほうと常に話をしながらという形で進めていくのがやり方だと思っておりますので、まず業者さんのほうからは、まずはN1分析という形をやりたいと、それでニーズをしっかりと把握した上で確実に反映させていきたいということを提案を受けておりますので、まずはそこからやりたいなという形で今、話を進めております。

私たちとしても、その結果を見た上で次の展開というのを考えておりますので、ですので、まずはニーズ調査というところから始めるということで考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

懸念されますのは、その一部のところでは話はきちっと聞けていたりとか、参加してきちっと聞き取りができるけれども、いつの間にか知らない間に進められているみたいな状況が生まれると、やはり住民の中で意見反映とか参加はどうなったんだろうかということになってくると思うんです。それで、やはり幅広く含めて、やはり無数に説明会といいますか、意見聴取の場を、機会を設けて無数にやっていくのが要るんじゃないかと思えます。そこは本

当にそういう視点でお願いしたいと思います。

続きまして、以前、キャンプ場のところで経営利益の還元という話を、まちづくりを進める中でしていきたいという話が出ておりました。まちづくり、にぎわいづくりで住民にどのような利益還元を考えておられるのか、答弁いただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 希望のまち推進課長。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） まずは、町自体がにぎわっていくこと、これ自体が利益還元ではないかなというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

すみません、なかなか具体的なところのまだ十分な検討といいますかがされていないのかなというふうに思うんですけれども、にぎわいづくり、人が多く訪れるということは、いい面もあれば、ちょっと悪い面も出る場合もありまして、例えば、キャンプ場の話でいきますと、にぎわい自体はいいですし、当然雇用にもなっていますので、それは一定意味があると思います。キャンプ場に訪れる方が周辺のところ、まきを買ったりとか、そういう効果もありますし、非常に意義はあると思うんです。

ところが、やはりその直接恩恵を受けていない方にとると、あそこだけで収束しているんじゃないか。これまでもそういう問題点は町からも提示されていると思うんですが、それ自体というよりも、その先にやはり直接何かどこかが直るとか、それだけではないと思うんですけれども、ある程度どういう利益還元があるのかというのを意識していかないと、何のために事業、にぎわいづくりしているのかと、手段なのか目的なのかということになってくると思うんですね。

なので、行政としては、当然のことではありますけれども、やはりある程度の想定、どうということかというのを持っておかないといけないんじゃないかなというふうに思います。その点はいかがでしょう。

議長（西 昭夫君） 希望のまち推進課長。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） ありがとうございます。

そうですね、キャンプ場の収益につきましては、一定はキャンプ場の維持等、キャンプ場の中で活用というふうには考えておりますけれども、管理委託契約の中では維持のほかにも、まちづくり、にぎわいづくりにも使用するというふうなうたっておりますので、そのように活用させていただきたいというふうに町として考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

キャンプ場の利益のことは分かりましたけれども、要するに、住民の利益還元というところの視点で、どういうふうな形でできるのかということをもう少し意識的にお願いしたいと思います。

2 つ目の問題に移ります。高齢者支援についてです。

以前も何度か質問させていただきまして、ちょっと検討、考えていきたいという旨の答弁はずっといただいているんですけども、特に高齢者の支援のうち、ごみ出しなど、草刈りもあるんですが、主にそういうところでの要望、要求について、一定社協のほうで、ほのぼのサービスという形で対応いただいている面もあるんですけども、もっとニーズを把握されて、実際きめ細かくどういう制度、どういう支援策をしたらいいのかというところで具体化を図っていただくことが必要かなというふうに考えています。その辺りはいかがでしょうか。

議長（西 昭夫君） 暫時休憩します。

休 憩 午前 9 時 4 7 分

再 開 午前 1 0 時 2 5 分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

高齢者支援についてですけれども、ごみ出し、草刈り含めまして、細かなニーズを把握をされて対応されていく必要があると思います。現在も、ほのぼのサービス等含めまして、制度はもちろんありますけれども、なかなか制度から漏れるけれども、支援が必要な方、または十分に対応支援ができない状況について対応が要るのではないかというふうに思います。これまでも一定、ちょっと考えていきたい旨は、答弁はあるんですけども、やはり具体化を急いで実施をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

高齢者のごみ出し支援については、重要な生活支援の一環であり、必要とされる方が一定数おられることは認識しております。一方で、現在の人的、財政的資源の中では、全てのニーズを把握し、個別対応を進める体制の構築は難しい状況でございます。

また、制度対象外の方への対応についてですが、当該制度は対象者の範囲や支援内容について一定の基準を設けて運用しており、現時点では御質問のような制度対象外の方への対応が難しい状況でございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

町長のほうからも、当初予算を組む際に子育て支援といいますか、若者向けの支援といいますか、その辺りについてはそれなりに一定のメニューを提示された段階で、高齢者支援については、高齢者施策については少し、ほとんどできていないということがちょっとお話としてありました。

それで、例えば、一部介護認定を受けないと受けられないとか、条件がついていたりとかそういうこともありまして、また、どうしても人手不足ということもありまして、例えば、草刈りを頼んだけれども、なかなか順番が回ってこないという状況もあつたりします。当然、当町だけで全てをできるかというのもあるんですけども、やはり難しいという話だけではなくて、やはり本当にきめ細やかな支援をしていくということを意識して、どういうふうになれば活性できるのかということを考えていただきたいというふうに思います。

質問の都合上、ちょっと前後するんですけども、その点で、例えば、シルバー人材センター、もしくは当町だけで難しければ広域的な、実際には、村から一定支援、シルバー人材センター使えるということですけども、広域的なことも含めて、人的な確保も含めて考えていく必要があるのではないかなというふうに思います。難しいということではなくて、その辺りについては本当に大事な問題だという意識は持たれると思いますので、少なくとも検討いただいて、できる支援を本当に考えていただきたいと。今の話ですと、もう検討をほとんどされないんではないかという懸念があります。その点はいかがでしょう。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

検討しないということではなくて、先ほども申しましたように、重要な生活支援の一環であり、一定数必要とされる方がおられるということは認識しております。ただ、今現在、制度対象外の方に対しては難しいということですので、どういったことができるのかというのは研究はしていきたいというふうには考えております。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

ずっとこういう課題は、特に笠置町高齢者、当然多くなってきていますので、当然町としても認識は持たれていると思います。しかし、なかなか実行ができないという現状がありまして、全く何もしていないということではないんですけれども、いろいろ工夫をされて、外出支援サービスであるとか様々なメニューはあるんですけれども、まだまだちょっと十分ニーズに対応し切れていないのではないかと思いますので、本当にどういう対応ができるか。具体化も検討していただきまして、具体化をお願いしたいと思います。

それから、オンデマンドタクシーを導入のために、「村タク」の笠置町域までの拡張ということで、補正予算で成立して可決をしていますけれども、事業を進めていくということがありました。その一方で、循環バスについては、併用していくのは困難ではないかということも言われております。

昨日の一般質問の中でも、ちょっと減便が循環バスあって、不便をかけているということの質問も出ておりました。しかし、相楽広域バスを使っていただきたいということでもおりましたけれども、やはり実際に通院、買物、生活上どうしても使わなければいけないと。オンデマンドタクシーであれば、原則は有料になってくるということもありますし、予約も要るとか、条件が違うと思うんですね。やはりずっと一定の時刻に必ず循環してくるバスというものとオンデマンドタクシーでは、その性質が違うという面があると思うんです。少なくとも、特に通院、買物については対策が必要ではないかというふうに思っております。

その点、循環バスをもうとにかく廃止するんだということなのか、いや、そうではなくて一定の見直しは要るとしても、そういう配慮を考えていくということなのか、その点答弁いただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） 11月から実証実験開始を予定しております。その中で、循環バスとの在り方も含めまして、笠置町にとってどのような形がよいのか、料金なんかも含めまして検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

議長（西 昭夫君） 1番、向出です。

そこでちょっと気になるんですが、オンデマンドタクシーそのものの利用数とか利用者の声を聞くということはされていくということの想定はされるんですが、今、言ったように循環バスの利用の声ですね、ニーズの声というのも把握されないと、その村のタクシーのほうだけでやっていると、本当にどういう利用実態があって、高齢者に必要なのかということが

見えてこない部分もあるのではないかなというふうに思います。

実際ちょっとお聞きした声で、例えば、相楽広域バスを加茂駅まで乗る場合、階段を使わなくてもいいということで、そういう話をした方の中で、やはり有料なので、どうしてもちょっとお金が高くつくから利用はしないんだという声も聞いたことがあります。やはり有料と無料という差がありますし、その辺りについても、少なくとも循環バスのほうも含めて公共交通全体のニーズというのを、視点でやらなければいけないと思うんですが、その辺りはどういうふうにされるのかお聞きをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） オンデマンドの利用者からだけ御意見をお伺いすることは考えてございませんで、当然のことながら、循環バス、それから、広域バスの利用者のお声もお聞かせいただきながら検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

それと併せまして、利用していない方というのもおられると思うんですけども、例えば、利用しない理由にも一定それは改善の芽といいますか、要素がある場合もありますので、その点もお願いしたいと思います。

そして、高齢者支援の最後になりますが、安否の確認についてということで、特に高齢者の安否の確認はずっと議会でも何度か取り上げさせていただいて、一定、社協や様々なところでのサービスの段階でちょっと確認をするとか、そういうことはされてきました。しかし、もう少し系統的にきちっとした対応できる形、GPSの話もありましたけれども、もう少し具体化をして安否確認ということも考えていかないといけないのではないかなというふうに思います。

ここでは安否確認という表現ですけども、例えば、徘徊をされて行方不明になったとかも含めまして、一定できることを具体化を進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

地域包括支援センターにおいては、介助がないと独りで避難できない人、また、判断がしにくい方に対して警報時等に声がけしたり電話をかけたり訪問したりして安否確認等を実施

しております。

また、その中で避難希望者や判断が難しい人については付き添って避難所へ誘導したりと
しております。また、今年度、笠置町では防災情報や地域情報を受信できるタブレット端末
の配布を予定しております。その中の機能の拡張を活用して、高齢者の見守り用途としての
活用等考えております。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

以前の質問のときには、タブレット端末、まずは当然使い方をさせていただいて普及という
ことで、なかなかまだそうした安否確認の機能は難しいというふうにお聞きをしていました。
これもできれば並行的に進めていただければということで、以前お尋ねさせていただきまし
たけれども、それも含めまして、具体化を本当にしていけないと命に関わってくることで
すので、本当にお願ひしたいと思ひます。

そして、最後になりますが、町道の復旧についてということですが、以前も質問させてい
ただいたんですけれども、西奥からフジタカヌーさんの横を通過して抜ける道、町道のところ
ですけれども、崩れて通れない状態になってきているということなんです。一時期は通れる、通
行止めがあつて、ちょっと通れる状況もあつたということをお聞きしたんですが、また通れ
なくなつてしまつたということで、町道なので、基本的に以前も、基本は町道なのでちゃん
と使えるように直すというのが原則で、利用者の数とかということだけではなくて、予算のこ
ともあるとはいえ、やはり使えなくなつてしまつていると、町道の効能が損なわれていると
いうことは、やはり優先的に対応しなければいけないのではないかと思ひますが、その辺り
いかがでしょうか。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 向出議員の御質問にお答えいたします。

西奥地域の草田切から中村地域の佐田にかけての町道笠置広岡線におきましては、令和
5 年度中に路肩が欠損したため、令和 6 年 3 月より通行止めとさせていただきます。
利用者の方には大変御不便をおかけしているところでございます。

路肩が欠損している箇所の復旧工事につきましては大規模工事となるため、慎重に現場調
査及び測量設計を実施いたしまして復旧工事に取りかかれるように努めてまいりたいと考
へております。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

実際に使っておられる方ですね、電動の椅子、電動の車で通っておられる方であったりとか介護で使って、すみません、ちょっと名前が出てこないですけども、そういうことで実際使っておられる方がおられます。そういうことも含めて、外出の機会を失ってしまうという問題もありますし、そっちの道を避けようとしますと、奈良のほうにつながるちょっと大きな道沿い、車通りもちらほらあるような道ですからちょっと危険性もありますし、そういうことも含めて早急にちょっと考えて対応いただきいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼します。

早急にということですが、正直、現時点では復旧見通しが立っておりません。主な理由といたしましては、先ほど申しましたように大規模な工事となるため、町単独の事業になることで財源の確保等も必要となることが要因でございますが、なるべく早急に進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） これで、向出健議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をします。再開は議場の時計で10時50分からとします。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時50分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

2 番、西朋子議員の発言を許します。

2 番（西 朋子君） 議長のお許しをいただき、通告書に従い質問いたします。

質問は5つあります。

まず、防災訓練について、災害の備えについて、避難訓練計画の進捗状況について、災害協定について、広域避難の進捗状況についてです。

まず、防災訓練について質問をいたします。

災害は、いつ、どこで起こるか分かりません。身近な場所で起きていないということもあって、現実味がないと思われがちですが、災害を自分ごととする意識づけをする。防災の知識がないと、とっさの避難が遅れることにもなるため、避難訓練を実施するべきと考えます。以前からも別の議員が災害訓練を定期的に行うことが大事だとも言っています。

令和6年12月、令和7年3月、令和7年6月の定例会での一般質問でも、いざというときに慌てず行動するために、日頃から訓練を実施するべきと毎回言ってきました。町として

も、避難訓練は必要だと考えていると思いますが、現時点では訓練の計画はないということです。12月の答弁では、次年度以降から計画をしていく。3月の答弁では、町長の施政方針に従って4月以降に具体的な計画を立てる。6月の答弁では、知識と経験不足により見えない課題も多くあり、災害を経験した自治体の知識も必要と考え、そのノウハウを活用し、課題を洗い出し、各種訓練の計画を策定したいというもので訓練が行われておりません。計画を立てることに慎重になり過ぎているのではないのでしょうか。つくり込んだ計画ではなく、すぐに実施できるものからでよいと何度か提案しています。今回も、すぐにできそうな訓練を提案いたします。

まず、「防災さんぽ」という言葉は聞かれたことがあるでしょうか。災害への備え、意識向上、いざというときに安全に避難することができるように避難所まで歩いていくというもので、自宅から避難所までの所要時間、道中の危険箇所などを事前に把握することが狙いです。気軽に参加してもらえるように、笠置町散歩のような感覚で、御近所誘い合わせて、世間話しながらでもいいと思います。集まってもらい、収容人数に対して避難所の整備が万全なのか、要配慮者の支援方法の確認、備蓄品の内容と数の確認、個別避難計画の見直しをするなど、備蓄品を食べながら、お茶を飲みながら、ワイワイやってもいいと思います。実施してもらえませんか。

あとの質問は自席にて行います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（吉田和秀君） 西朋子議員の御質問にお答えいたします。

西朋子議員の御提案のとおり、訓練ではなく散歩という視点を取り入れることで多くの住民の皆様に、楽しみながら防災意識を高めていただく大変よい取組だと考えております。

今年度、西部区で予定している防災訓練では、御提案いただいた防災散歩の視点から、災害時の避難経路の課題等を検証してまいります。楽しくワイワイといった要素は、今後の課題として区長会などを通じて地域に提案し、住民の皆様と協力しながら安心・安全なまちづくりに活かしてまいります。

議長（西 昭夫君） 2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

行政側だけに任せるつもりではありませんので、あと、共助力が必要だとも思っていますので、区単位でやるのが望ましいのかとも思いますけれども、区が何をやればよいのか分からないと思いますので、行政側と住民と、みんなで考える防災にしたいと思い、今回提案

をいたしました。

区単位でやったとしても、最後の情報収集というのは役場で統括する必要があると思います。避難所、避難中に気づいたことであるとか区のどんな情報が知りたいのかということを知っておくべき情報をあげてもらい、そういった下地づくりが必要だと思います。

区長会を通じて提案していただけるということでしたので、まず第一歩として、防災散歩の実施に向けた検討をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 答弁求めますね。

2番（西 朋子君） あれば、はい。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの西朋子議員の御質問でございます。

まず、私どもも国だけ、また、区単位で、区で実施だけをお任せするものではなく、やはり一体となってやるべきものだと思っております。様々な情報というのを、それぞれの視点で集める必要があると思いますので、その辺り、今回は西部区が今、訓練を予定しておりますので、その中でまずは御提案の防災散歩を実施していきたいと思っておりますけれども、今後、区長会などのほうで働きかけるとともに、今、西議員御提案いただいた町の役割等も説明しながら進めていけたらというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） では、気軽に参加できる笠置町散歩のような感覚で行けるような形で進めていていただきたいと思っております。

次の質問をさせていただきます。

次に、提案したいのは、防災の体験学習についてです。

この一般質問のために7月から体験学習について、いろいろアイデアをまとめていたんですけれども、8月24日の京都新聞に、今から提案させていただく内容に近い「わくわく防災フェア」が開催されたと載っていたんですけれども、当町でもと思い、提案をさせていただきます。

地震体験車で地震の揺れを体験したり、AEDや消火器の使い方などを教わったり、ふだん食べる機会のない非常食の炊き出し試食会やVRを通じてリアリティーを感じてもらい体験など、学びと遊びを通じて防災意識を高めてもらえるよう、体験学習をしてはどうでしょうか。

実際に災害が起きたときには、住民同士が協力し合うことが重要です。体験学習を通じて

コミュニティーのつながりをつくっておくため、多くの方に参加してもらいたいと思います。これからの町のイベントとして、鍋フェスタがあれば準備期間も十分にあるので、充実した内容の体験学習ができると思います。たくさんの住民の方の参加が望ましいというので、集客というところで町のイベントに絡めて体験するのはどうでしょうか。実施していただけないでしょうか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（吉田和秀君） 失礼いたします。

西朋子議員の御質問にお答えいたします。

西議員御提案の防災体験学習は、防災意識を高める上で大変有効な取組だと認識しております。鍋フェスタでの実施については、現時点ではイベントの準備状況や観光客を主な対象としていることから、町民向け防災教育としての効果を考慮し、今後の検討課題とさせていただきます。

今後は、鍋フェスタ以外の機会も含めて、住民の皆様が楽しく防災を学べる体験学習について検討してまいります。

議長（西 昭夫君） 2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

例年であれば、もみじまつりや鍋フェスタが開催されていましてので集客が見込めるイベントに絡めての開催がよいと考えましたが、観光客向けでないイベントで集客を見込めると思ったイベントは、東部連合で行っている宵涼み会という夏のイベントがあると思うんですけども、これは笠置町で開催をされており、観光客というよりは東部3町村の方の参加がほとんどだと思います。

あと、地震体験車についてですけれども、京都府では地震体験車を現在2台持っており、無償で貸し出しを行っているということですので、この宵涼み会のイベントのときには子供向けの企画もあり、いつも子供から御年配の方まで様々な年齢層の方でにぎわっておりますので、観光客向けではない町民向けと考えたときに、このようなイベントに絡めて実施をしてはどうかとは思いますが、どう思われますでしょうか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの西朋子議員の御質問といいますか、御提案につきましてですけれども、すみません、私も宵涼み会というのは正直気がついておりませんでした。ちょっとなぜその背景といきますと、実は結構この相楽東部地域と京都府とまとめて、よく木津川

市の、高の原イオンのほうで、よく防災に関するフェアをやっておられまして、そちらへ私も何度か、今年も行って来たんですけれども、非常に関心が高い、いろいろな多くの方が来られているというのがありましたので、その中でもやはり町民向けに実施しては、単独で実施はどうかということもちょっと考えておりました。

確かに御提案いただきました宵涼み会になりますと、東部連合ですね。今、教育委員会主催にはなりますけれども、その中やはり笠置に限らず、やはり南山城村、和東町の住民の方がやはり多く来られていますので、非常にいい機会だというふうに考えております。この辺りは、教育委員会の主催になりますので、教育委員会とも協議しながら検討を進めていければと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

次に、災害の備えについて質問をさせていただきます。

災害対応自動販売機が役場第2庁舎下に1台あります。この自動販売機、ふだんは通常の自動販売機ですけれども、災害時に無料で飲料を提供することができ、電光掲示板で災害情報を流したりできるものもあります。自宅に備えていた飲み物がなくなったり外出中で飲み物を持っていなかった場合に役立ちますので、役場の下だけではなく、各集会所前や公共施設や避難場所になることが考えられるので、学校や総合グラウンドなどに設置することはできませんか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（吉田和秀君） 失礼いたします。

西朋子議員の御質問にお答えいたします。

災害対応型自動販売機は、公的な備蓄を補完する手段であると考えます。しかし、導入には売上げが見込める場所の事前調査や災害時のニーズを踏まえた提供内容の検討が必要であり、費用対効果も含めた様々な視点での検討を要すると考えております。

今後は、他自治体の導入事例を参考に検討してまいります。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

様々な視点で検討を要するとのことでしたけれども、その検討しなければいけない内容の1つには、売上げの問題があるようですけれども、どのくらいの期間で、幾らぐらいの売上げがあればよいのでしょうか。町の東側ですね、そちらの地域には自動販売機すらありませ

ん。売上げが見込めそうな場所として、道路に面しており、車を止めるスペースもあり、バス停もあり、避難所にもなる東部区集会所前や町外からの利用客もあり、避難所にもなる可能性のある総合グラウンドには設置するべきではないでしょうか。併せて孤立することも考えたとき、災害用備蓄倉庫もない飛鳥路区にも必要だと思います。そういった場所をどうするのかを考える必要があると思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまのどの程度の売上げが必要かということにつきましては、これまず、設置に関しましては販売をメーカーさんのほうに基本、設置をお願いすることになりますので、その販売の設置いただく業者さんの視点で、どの程度必要かというのは違ってくると思っております。ですので、その業者さんなどの当たる中で設置場所というのは、おのずと決まってくるのかなというふうには考えております。

ただ、それだけで決めるのではなくて、例えば、今、飛鳥路のほうでということをおっしゃっていただきました。飛鳥路のほう、確かに孤立するというのもございます。では、そこに設置しようと思いますと、やはりそこにある程度、一定売上げが上がるということの取組なんかも必要なかなというふうに思いますので、これも総合的な視点で設置できるようにするためには、やはり飛鳥路のほうに人が集まるような仕組みをつくっていくということも含めて取り組んでいけたらなというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

では、次の質問に移らせていただきます。

次に、災害協定についてです。

災害協定には、幾つかの協定内容があり、物資、施設、情報、人的な支援が必要となります。ふだんからも連携を深めることにより、地域全体の防災意識や対応能力が向上します。災害時の情報伝達、人員派遣、避難所の開設、様々な場面での協力体制を事前に取り決めておく必要があり、これにより被害の軽減を図ることができます。

大阪市は、LINEヤフーと災害協定を結び、それにより災害時に正確な情報をタイムリーに伝える協定を提携されています。このように自治体だけではなく企業や団体と協定を結んでおく必要があります。

和東町では、物資供給のため、NPO法人コメリ災害対策センターや特設公衆電話を避難場所に設置するためにNTTと、高齢者見守りのため郵便局と、福祉避難所の開設と運営の

ため社会福祉法人和楽会と、ドローンを扱う民間企業などと協定を結ばれています。

また、南山城村では、和束町と同じく物資供給や民間ではドローンのほかにキッチンカーと協定を結ばれていますし、災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処分において人員や車両、重機などの資源の提供、処理計画などの策定の支援の協定も結ばれていた期間がありました。

自治体によって必要なものは違いますが、必要最低限の備えは大丈夫でしょうか。笠置町が災害に見舞われた場合の災害協定ですが、どこと、どのような協定を結んでいますか。自治体のほか、企業や団体もあれば協定内容も含めてお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（吉田和秀君） 失礼いたします。

西朋子の御質問にお答えいたします。

本町では、災害発生時の迅速かつ円滑な対応を目指し、これまでに行政機関と5件、民間団体と19件の災害時協定を締結しております。これらの協定は物資や車両、人材の提供、情報通信網の確保、さらには避難所の複数拠点連携、燃料や水の確保、搬送など、多岐にわたる分野にわたります。災害時に住民の皆様の生命と財産を守るため、様々な分野で連携を強化してまいりました。

しかし、協定はあくまで出発点であり、その実効性を高めるためには平時からの訓練が不可欠である考え、先日、ガラス復旧に関する新たな協定の申出をいただいた際にも、協定だけではなく最低でも年1回の訓練をお願いしたいと申し上げました。

今後、既に協定も締結しているところ、そして、新たに協定を結ぶ場合にも訓練実施の働きかけを積極的に行ってまいります。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

今、答弁の中に、ガラス復旧に関する新たな協定とおっしゃいましたけれども、それほどのような内容なのか説明をお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの西議員の御質問でございます。

ガラス復旧という、つい先日、お申出をいただいたんですけれども、これは公共施設、特に避難所などの公共施設を中心に、ガラスの破損した場合、例えば、台風とかでガラスが割れたと、例えば、入り口のガラスが割れた場合とかに、まずは仮復旧に来ていただける。そして、その後本格的な復旧にという形の部分で、ガラスの協同組合の方がお申出をいただい

たというものでございます。それは、あくまで個人の皆さんのおうちというものでは、まずはないんですけれども、まずは公共的な、皆さんが共通的に避難所として活用される部分を中心にしたいということでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

あと、町内には食品や日用品、燃料を買える店がありますけれども、どのような協定内容か、教えていただけますか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（吉田和秀君） 失礼いたします。

西朋子議員の質問にお答えいたします。

現在、町内業者との協定内容につきましては、福祉避難所の設置、災害時のボランティア活動、福祉車両、福祉用具の提供、道路構造物破損等の情報提供、土木施設等に関する緊急的な災害対策業務、石油類燃料の優先供給、物資の優先調達などがございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

それは、町用に確保されているというものでよろしいのでしょうか。例えば、それは住民の方が店に直接出向き、それぞれ勝手に物資を調達するというものではなく、役場担当の方が、その店ですかね、燃料などのお店のほうに行って調達し、それを町民の方に渡すというシステムになっているということではないのでしょうか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（吉田和秀君） 西朋子議員の御質問にお答えいたします。

物資や燃料に関しましては、役場の担当のほうから提供いただき、それをまた、住民さんに配らせていただくという形になります。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

そういったことを知らない方もおられると思いますので、また、もし訓練があれば、その際にも周知されてはどうかと思います。

次の質問に移らせていただきます。

当町は高齢者が多く、自力で避難が困難な方への支援が必要となりますけれども、それを

カバーするためにどのような対策を講じておられるのでしょうか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（吉田和秀君） 西朋子議員の御質問にお答えいたします。

生命を守ることが行政の最も重要な使命であり、その中でも特に御自身の力だけでは避難が困難な方々の安全確保は最優先で取り組むべき課題だと考えております。

これまでの取組として、災害時に迅速な支援ができるよう要配慮者リストを作成し、消防や警察、民生委員、各区の皆さんと情報を共有することで、いざというときに備えてまいりました。

しかしながら、人口減少と高齢化が進行する中で、こうした支援体制を継続的に維持していくことは大きな課題となっております。そのため、今後は、ほかの自治体の先進的な事例も参考にしながら、地域全体で要配慮者の命を守るための新たな仕組みづくりを検討してまいります。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

今現在の仕組みでは、要配慮者の方へはどのような対策をされているのでしょうか。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

要配慮者への方についてということで、要配慮者名簿登録者の方については、今、お一人お一人の状況に合わせた避難時の配慮事項や避難先等、必要な支援等記した個別避難計画の作成のほうを進めております。現在1名の方だけというふうになっておる状況でございます。

また、今年度、京都府さんよりその進め方について御助言をいただいたところでございまして、今後また、総務財政課とも連携しながら、その作成を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

では、救護する側にはどのような形で、そういった情報は回ってくるのでしょうか。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど担当課長も申しておったように、今現在は民生委員であったり区長会、また、消防であったり警察の方への情報提供ということになっております。それから、個別避難計画に

については、現状のところ、そのつくられた方、それから、総務財政課と保健福祉課のみの今の現状では情報共有というふうになっております。

議長（西 昭夫君） 2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

次の質問に移らせていただきます。

次に、避難訓練計画と進捗状況についてお伺いをさせていただきます。

6月に防災・減災事業についての訓練計画はあるのかという一般質問をしました。何度も訓練の実施と内容を提案し、必要性を言ってきましたが、執行部や町長の答弁は、知識と経験不足により見えない課題も多くあり、大規模災害に見舞われた自治体からのノウハウを活用し、課題を洗い出し、訓練の計画を策定したいと言われていますが、第4次笠置町総合計画に防災・安全についての項目があり、笠置町での災害時の計画が書かれています。それを基に訓練をし、それから見直しをするほうがよいと思います。新聞記事にも頻繁に防災に関する事柄が載っていますし、能登半島地震のときに職員が派遣されましたが、そういった自治体に聞く考えはないのでしょうか。自治体を探す取組はどこまで進んだのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 失礼いたします。

ただいまの西朋子議員の御質問にお答えいたします。

西議員の御指摘のとおり、本町には第4次笠置町総合計画や地域防災計画などがございます。これらの計画を見直すためにも、まずは現状の計画を検証することが必要であるとは考えております。しかし、本町の現在の体制を考えますと、各種計画等の策定や見直しにつきましては、やはり専門的な、例えば、コンサルタントの活用などが不可欠だというのが実情でございます。

先ほども西議員から御指摘がありましたように、災害は、いつ発生するか分からないという点からも、できる限り早く対策を検討していく。そして、高齢化が進む本町の将来を見据えた対応を進める必要があるということから、そのためには、まずは実際に大規模災害を経験した自治体からノウハウを学ぶことというのが有効であるというふうに本町では考えております。

現在、京都府を通じまして、府内の自治体に協力を打診しておりまして、おおむね承諾をいただいているというところでございます。京都府内の自治体からノウハウを学ぶというこ

とを選択した理由につきましては、ふだんから首長や議員、職員間で交流や情報交換を行っているということに加えて、やはり府内全域での同規模の災害が同時に発生するということは考えにくいということでございます。そして、本町がこれまで職員を災害派遣した経験というのも、これも今後の対応にはしっかりと生かしていけると考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

何度か自治体を探す取組については質問をさせていただき、進んでいないのか、進めていないのか不安でしたので、今回も進捗状況をお伺いしました。

京都府内の自治体に決定したこと、また、その理由を明確に知ることができ、進めてもらっていると安心しました。まだまだ計画を立てるには時間がかかる取組ではありますが、引き続きよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

広域避難の進捗状況についてお伺いをいたします。

12月に別の議員が一般質問をしており、その際には、令和5年に相楽東部3町村で災害時等における相互支援に関する協定書を提携しているが、広域的な協定を結んでいるところはない。カウンターパート方式による支援の手法などを参考に近隣ではない広域的な協定先を検討していきたいとの答弁がありました。町長からは、広域避難が必要という場合も考えられる、様々な点で指導いただけるという形で依頼をしているところがあり、相手側からも、おおむね了解いただいております、今後、具体的に進めると言われました。

前回の一般質問から9か月たちましたので、進捗状況をお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの西朋子議員の広域避難についての件でございます。

そうですね、ただいまの相手方、先ほどのカウンターパート方式という部分につきましては、さきに答弁させていただきましたが、本町の将来を見据えた対応を構築するためにということで打診しているものでございまして、広域的避難というものについてとはちょっとまた別の話というふうに考えております。ただ、広域避難につきましては、多くの調整事項が存在しております。例えば、どの自治体に避難していくかということ。例えば、その避難方法、避難場所での受入れ態勢等、詳細にこれは検討なり調整する必要があると考えてございまして、この調整というのは非常に時間が要するものであると考えております。ただ、やはり

私は方針等で述べておりますとおり……

議長（西 昭夫君） 暫時休憩します。

休 憩 午前 11時24分

再 開 午後 1時00分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

松本議員におかれましては、体調不良のため、早退されました。申し添えます。

それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

西朋子議員の質問から始めます。2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

広域避難の進捗状況についてお伺いさせていただきます。

12月に別の議員が一般質問をしており、その際には令和5年に相楽東部3町村で災害時等における相互支援に関する協定書を提携しているが、広域的な協定を結んでいるところはない、カウンターパート方式による支援の手法などを参考に近隣ではない広域的な協定先を検討していきたいとの答弁がありました。町長からは、広域避難が必要という場合も考えられる、様々な点で指導いただけるという形で依頼をしているところがあり、相手側からも、おおむね了解いただいております、今後、具体的に進めると言われました。

前回の一般質問から9か月がたちましたので、進捗状況をお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの西朋子議員の広域避難についての御質問にお答えいたします。

まず、このさきの質問でありました、答弁でもございました他の自治体からのノウハウを活用するという件と、この広域避難との協力関係というのは別になるかなというふうに考えております。まずは、広域避難につきましては、まず、やはり多くの調整事項が存在しているということがございます。例えば申し上げますと、まずやはりどこの自治体に避難するのか。仮に避難先が決まったとしたら、どういう移動手段で移動していくのか。また、やはり仮に広域避難となれば、私たちの笠置町の住民をほかの自治体のほうで受け入れてもらうという形になりますから、やはり受入れ態勢側の準備も必要だということがありまして、その辺りでいきますと、まだ具体的にはその広域避難先というところまでは協議が進んでいないということがございます。それ相応の時間が要するものとは考えておりますけれども、まずやはり1つずつ課題というものを解決していくことで、一步でも進めていきたいという形で考えております。

その上で、そのことも含めてそのノウハウを活用する中で、その広域避難なんかもノウハウ、その中で御指導いただけるような形でいければというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

相手があることですから、できるかぎりの早さで協議を進めていかなければ相手側も困るのではないのでしょうか。

町長は、施政方針と所信表明でも防災について掲げておられます。全て大切なことなので順位をつけることではないのかもしれませんが、8つの柱のうち、防災に関して優先順位は何番目になりますか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 私の所信及び施政方針の中での防災の取組に関しての位置づけと申しますか、順位ということでございますけれども、基本私が掲げております8つの柱につきましては、全て町政の中でも最優先課題というふうに考えておりますので、その中では優劣というのは全くございません。

ただしかし、それぞれを担当する部署が違うということ、置かれている環境が違うということから、各施策の進捗スピードには差が生じてきているというのも事実でございます。特に、防災関連を担当していますのは総務財政課になりますけれども、例えば、今年度であれば参議院選挙もありました。国勢調査も実質的に始まっておりますけれども、国勢調査もでございますし、あとまた電算システムの標準化であったりと、あとまた、特にこれ今、しっかり取り組んでおりますけれども、財政の見直しということにも重要な業務という形で並行して複数業務を抱えておりますので、その中ではなかなか進捗というのに時間がかかっているのは正直なところでございます。

ただ、これ、かといって全てを、なので遅くなってもいいというわけでもございませんので、例えば、その根本的な要因というのはやはり人員不足、あと経験不足もありますので、先ほどの他の自治体からのノウハウなど活用したり、例えば、外部の専門人材を確保というところの様々な機会を捉えて、また、京都府をはじめ、関係各所にも、例えば、人材派遣なども含めて要請しておるところでございますので、その辺り引き続き、全ての施策が最優先課題として考えておりますので、職員一丸となって着実に実行できるように取り組んでまいります。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

大災害に見舞われ被災した場合、当町だけで解決できる問題ではありませんので、日頃からの備えが大切となるため、防災に関する取組は引き続きお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議長（西 昭夫君） これで西朋子議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

これより全員協議会を開催しますので、暫時休憩します。

休 憩 午後1時07分

再 開 午後1時25分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（西 昭夫君） 日程第2、認定第1号、令和6年度笠置町一般会計決算認定の件を議題とします。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、本案に反対者の発言を許します。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

認定第1号、令和6年度笠置町一般会計決算認定の件について反対の立場で討論させていただきます。

令和6年度笠置町一般会計決算は、実質収支額が前年度比158万4,463円の減ということで、単年度収支は赤字となっております。昨年、職員が不適当な事務処理を行ったばかりなのに、令和6年度も事務の不適切な処理により、国庫補助金が261万9,000円交付されず、町民の負担になり、町民の皆様の信頼を大きく失墜させたわけです。そのほか財源の乏しい笠置町にあって、大きな無駄があります。その1つに、交流施設等管理事業で139万1,045円の支出に対し、交流施設使用料が4,040円しかなく、138万7,005円の赤字、笠置運動公園においても254万6,047円の赤字となっておりますし、河原のごみ、し尿の処理費も約200万円程度町民の負担となっております。また、笠置いこいの館は貸室使用料は0円と、利活用が図られておらず、1,350万円ほどの多額の維持費が支出されております。

歳入では、予算現額に対し、調定額が1億2,108万1,453円の減と、予算の正確

性が疑われるところでございます。

歳出では、6, 274万6, 326円の不用額が出ており、予算の正確な見積り、執行が必要です。

また、この決算に対し、行政のほうから明確な説明が欠けていたと思われま。こういったことから、令和6年度笠置町一般会計決算認定の件について反対討論とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 次に、本案に賛成の者の発言を許します。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号、令和6年度笠置町一般会計決算認定の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

認定第1号、令和6年度笠置町一般会計決算認定の件は本案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立少数です。したがって、認定第1号、令和6年度笠置町一般会計決算認定の件は認定しないことに決定しました。

採決の結果、認定第1号、令和6年度笠置町一般会計決算認定の件は認定しないこととなりました。町長は地方自治法第233条第7項に基づき、必要と認める措置を講じたときは速やかに当該措置の内容を議会に報告するよう求めます。

議長（西 昭夫君） 日程第3、認定第2号、令和6年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号、令和6年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

認定第2号、令和6年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件は本案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、認定第2号、令和6年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

議長（西 昭夫君） 日程第4、認定第3号、令和6年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号、令和6年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

認定第3号、令和6年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件は本案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、認定第3号、令和6年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

議長（西 昭夫君） 日程第5、認定第4号、令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号、令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

認定第4号、令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件は本案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、認定第4号、令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

議長（西 昭夫君） 日程第6、認定第5号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計決算認定の

件を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第5号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計決算認定の件は本案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、認定第5号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計決算認定の件は認定することに決定いたしました。

議長(西 昭夫君) 日程第7、議案第48号、笠置町防災情報等受信サービス提供業務委託契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長(山本篤志君) 議案第48号、笠置町防災情報等受信サービス提供業務委託契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本町では、防災行政無線による情報伝達を行っておりますが、災害時における確実な情報伝達や平時における行政情報の提供体制に課題があることから、防災行政情報を受信できるアプリケーションを登載した専用タブレットを整備し、町内全世帯に配布することとしております。

今般、業者選定、受託候補者を選定し、契約内容が固まったことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、ここに御議決をお願いするものでございます。

なお、契約金額は6,479万円、契約相手型は株式会社デンソーでございます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(西 昭夫君) 議案の説明を求めます。参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱(田中邦男君) 議案第48号、笠置町防災情報等受信サービス提供業務委託契約の締結について御説明申し上げます。

ただいま町長の提案理由にもございましたが、タブレット導入に係ります契約の締結案件

でございます。

議案を御覧願います。

1、契約の目的、名称でございますが、笠置町防災情報等受信サービス提供業務でございます。

2、契約の方法は、随意契約でございます。

3、契約金額は、6,479万円。

4、契約の相手方は、株式会社デンソー。

5、事業期間は、令和8年3月26日までとなっております。

令和7年7月25日から8月15日まで、本業務に係ります公募型プロポーザル方式によりまして事業者を公募いたしました。プレゼン審査等を経まして、8月26日に受託候補者として選定いたしました。その後、同業者と契約内容の調整を行い、仮契約は締結することができたことから、今回、議会の御承認をお願いするものでございます。

契約の内容につきましては、タブレット端末の調達に加えましてアプリの開発、システム及びネットワークの構築、さらに導入に向けた各種設定や支援業務を一体的に委託するものでございます。今年度末2月から3月にかけての配布に向けて、準備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

このプロポーザルには何社が参加をされたのかということと、この契約については全世界帯に防災情報等受信アプリを登載したタブレット端末を配布するというところでございます。当初予算で7,867万2,000円が計上されておりましたが、契約金額が6,479万ということですので、1,388万2,000円が不用ということになるのか、その辺りと、契約後のスケジュールについて教えていただきたいと思えます。

議長（西 昭夫君） 参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） まず、プロポーザルの参加状況でございますが、問合せは複数ございましたけれども、最終的に御提案いただいたのはデンソー1社でございました。

それから、予算との契約金額の隙間につきましては、これだけが経費ではございません。若干事務費とかございますので、その辺りは最後精算させていただきまして、3月にまた減額の予算をお願いしたいというふうに考えております。

それから、スケジュールでございますけれども、今後、さきに一般質問でもございましたけれども、見守り等のアプリの内容等々、その辺り内容の調整を経まして、また、同時に並行いたしまして住民さん向けの説明会等々、その辺りも開催できればなというふうに思っております。

最後、2月、3月あたりに配布時に、また、各エリアごとに説明をさせていただいた後にお渡しさせていただくというような段取りで考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

このタブレット端末を配布後、その広報等、役場からの紙ベースの配布はどのようになるのか教えていただきたいと思うんですが、現在、広報等、役場からの紙の配布については区で配布をしていただいております、その区のほうで配布をしていただく方を雇用されております。それがまた、はっきりしないと雇用の問題とかいうものが出てきますので、その辺りをちょっとはっきりしていただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） タブレットが入ったからといって、すぐに廃止ということにはならないと思いますけれども、その辺り十分調整をさせていただきながら、取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、4月以降、そういった配布の関係については各区長さんと連絡を密に取っていただいて、その雇用の問題とかありますので、やはり期間が必要になってきますので、その辺りよろしく願いしておきます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号、笠置町防災情報等受信サービス提供業務委託契約の締結についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第48号、笠置町防災情報等受信サービス提供業務委託契約の締結については、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、議案第48号、笠置町防災情報等受信サービス提供業務委託契約の締結については原案のとおり可決されました。

議長(西 昭夫君) 日程第8、発議第3号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件を議題とします。

提出者に趣旨説明を求めます。向出健議員。

1番(向出 健君) 発議第3号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件について趣旨説明をさせていただきます。

提案理由としまして、核兵器の脅威をなくすために核兵器の全面的な禁止を内容とする核兵器禁止条約を批准し、実行していくことが必要です。しかし、日本はこの条約を批准していません。地方議会から国会に対して、意思を示し、条約の批准の実施を求めるために意見書を提出いたします。

意見書の案の内容の読み上げをもちまして趣旨説明に代えさせていただきます。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書(案)。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年9月20日には同条約への調印・批准・参加が開始され、2021年1月22日に発効しました。現在94か国が署名し、73か国が批准をしています。

核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押ししました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。条約は、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記しています。

この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことがつよく求められています。

被爆80年を迎える今年こそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使

用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たなければなりません。

よって、日本政府にはすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年9月26日。以上です。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

2つお聞きしたいことがあります。

まず、意見書の本文5行目から7行目です。「核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押ししました。」という形で書かれています。

核兵器禁止条約を調べてみたのですが、国際人道法や国際人権法に反するとは出てきましたが、国連憲章に反するとは出てきませんでした。条約のどこに出てくるのか教えてください。

もう一つの質問は、条約に参加・調印・批准を求めるということは、同盟国のアメリカの核の傘から抜けなければいけないということでしょうか。お願いいたします。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

条約上の中に、国連憲章に違反するということが明言されているという意味ではありません。この内容は、あくまで趣旨として国連憲章の基本的な原則について、意見書の中で核兵器というものが違反をしているという表現をしております。

それから、この核兵器禁止条約ができるまでの議論の過程の中でも、そうした趣旨の発言があります。また、それは具体的に見ていただければ分かるんですが、そうした趣旨でありまして、核兵器禁止条約の中に明記されているという意味でございません。

それから、もう一つは、アメリカの核の傘から抜け出すことになるのかということですが、もちろん、全面的な禁止の条約になっておりますので、これを批准するということは、その内容を認めて、そして、他の国に対しても日本政府として核兵器禁止条約の精神、その内容を認めていくように広げるという役割を担っていただくという意味を持ちます。なので、当然核のそうした抑止の立場、拡大抑止といえますけれども、直接に日本が核兵器を持って

いなくてもアメリカの核兵器によって核抑止があるという解釈も含めまして、基本的にはその立場から脱却をしなければならないというふうに考えます。以上です。

議長（西 昭夫君） 2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 抜けなければならないということであれば、国防や外交に影響が出る。

周辺国の脅威が増す。そのようなことはないでしょうか。そういったことについては、どのようにお考えでしょうか。

議長（西 昭夫君） 1番、向井議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

幾つかそういう議論はありますけれども、例えば、実際の例としまして、パレスチナ、イスラエルの問題ですね。イスラエルは実質的には核兵器を保有しておりますけれども、実際には抑止が働いているかといえ、やはり紛争が起きた状態、ああいう関係では抑止になっていないという現実が存在をしております。要するに、核兵器によってそもそも抑止があつて、安全が守られているということがはっきりと証明されているのかということがあります。当然、立場によって、考えによって、立て方によって、立場はいろいろあると思うんですが、実際の問題としてそういう事例もあります。私自身は、核によって抑止が働くのではなくて外交なども含めまして、国と国との関係において、やはり平和というのは築かれていくものだというふうに考えております。

その上で、核兵器によって抑止があるということは絶対に使用するという脅威がなければいけません。要するに、もし、何か攻撃をしたとしても核兵器を使うのはかなり難しい、困難ではないかと相手国が思えば、侵略の意図があれば、侵略というのは行われる危険性は残っているというふうに考えます。そもそも核抑止が成り立っているのか。本当に事が起きたときに核兵器を使用できるのかということがあると思っております。

そして、アメリカ合衆国自身は、日本に直接の防衛の義務を負っていないというのが日米安全保障条約の解釈になっております。実際の同盟の国の関係がありますから、全く無視をするかどうかとか、内情については様々議論がありますが、確認されている中では明確には義務がないと、あくまで片務的といいますけれども、アメリカの施設、じゃ、何かがあったとき、日本が基地を貸すとか協力をするということはあるけれども、直接にアメリカがそもそも防衛の任務を負っていないということになっておりますし、そういう意味からも、特に脅威が増すというようなことになるのかということとは起こり得ないのではないかというふうに考えております。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

反対の討論をさせていただきます。

発議第3号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件について反対の立場で討論いたします。

私個人としましては、核兵器禁止は賛成です。もっと言いますと、通常核兵器禁止ということも戦争禁止ということにも大賛成ではありますが、この核兵器禁止条約に名前を連ねている国は核兵器の非保有国だけです。国連の常任理事国のアメリカ、中国、イギリス、フランス、ロシアの5か国をはじめ、インド、パキスタン、北朝鮮などの核保有国は参加しておりません。カナダ、ドイツ、オーストラリア、韓国とオランダを除くNATO加盟国も参加をいたしておりません。

日本は、アメリカの核の傘に守られております。もし、日本が他国から攻撃を受けるようなことがあれば、相手国にアメリカから核が飛んでくるかもしれないという構図の中で日本の安全保障が保たれていると考えております。その日本が条約に参加することで矛盾が生じると思います。中国、ロシア、北朝鮮の核保有国が近くにある日本では、地理的リスクや地政学的リスクを考えなければならないと思います。

日本が条約に参加することは、国防政策や外交政策に影響が出るとも考えられます。地方議会は、国防や外交に責任を負うことは、まずありません。国防や外交に影響が出ると考えられる以上、地方議会から意見を出すものではないと考え、発議第3号に対する反対討論とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

発議第3号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件は、原案

のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 可否同数です。以上のとおり採決の結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件について採決いたします。発議第3号については、議長は否決と採決いたします。

したがって、発議第3号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件は否決されました。

議長(西 昭夫君) 日程第9、閉会中の委員会調査報告、一部事務組合議会及び広域連合議会報告を行います。

閉会中の委員会調査報告を行います。総合常任委員会、由本委員長。

総合常任委員長(由本好史君) 笠置町議会総合常任委員会の報告をさせていただきます。

笠置町総合常任委員会は、去る9月11日木曜日、本会議終了後に委員会を開き、令和6年度の一般会計及び特別会計並びに簡易水道事業会計の決算について、本会議では説明し切れなかった事項について担当各課長から説明を受けました。

特に、不用額については、医療費助成について入院や通院の人数が当初見込みより少なかったため、医療費という性質上、急な支出に備え減額できなかったことや当初の見込みよりも申請が少なかったなどの理由で減額補正ができなかったとのことでした。

一般会計決算では、歳入が予算現額と収入済額との差が1億3,133万4,764円の減となっており、このような大きな減額となりますと、財源が不足し、事業実施に大きな支障を来しますし、歳出では6,274万6,326円の不用額が出ております。

国民健康保険特別会計の不用額は、前年度より2,504万5,875円多い4,434万1,328円、介護保険特別会計の不用額は、前年度より266万8,180円多い1,317万5,940円となっており、これらの不用額については、見積りの正確さが問われるところです。各課がしっかりと事業確定、見込みや執行状況も確認して補正対応し、健全な財政運営に努めていただきますよう強く要望し、笠置町議会総合常任委員会の報告を終わります。

議長(西 昭夫君) 議会活性化特別委員会、由本委員長。

議会活性化特別委員長(由本好史君) 議会活性化特別委員会の報告をさせていただきます。

令和7年7月4日金曜日、小学生が議員体験を通じて町について考える「子ども議会」を

初めて開催いたしました。

内容といたしましては、小学6年生の児童4名の方々に、子供の視点から町の課題や未来について、議場で一般質問をしていただき、町長から答弁をいただきました。

質問の内容につきましては、議員の我々も驚くほどのもので、住民の一人一人の意見を聞くことの重要性、必要性を痛感したところです。「子ども議会」においても、これで終わることのないように、実施したい、するべきと考えております。

今後とも、皆様の御意見、御指導をお願いいたしまして、議会活性化特別委員会の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 次に、一部事務組合議会及び広域連合議会報告を行います。山城病院組合議会、由本議員。

山城病院組合議会議員（由本好史君） 令和7年度第2回国民健康保険山城病院組合議会臨時会の報告をさせていただきます。

令和7年8月20日水曜日、午後1時30分から京都山城総合医療センター会議室におきまして、令和7年第2回臨時会が開会されました。

まず、議長より、会議録署名議員の指名、会期の決定が行われ、次に、管理者から前回定例会以降の病院組合の活動報告及び提出議案の説明がありました。

次に、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、刑法の改正に伴い国民健康保険山城病院組合職員の給与に関する条例中「禁固」を「拘禁刑」に改めるもので、全員賛成で承認されました。

次に、承認第5号、専決処分の承認を求めることについては、損害賠償の額の決定について承認を求めるもので、A氏に、手術中に損傷した歯の治療費12万2,030円を補償するもので、全員賛成で承認されました。

次に、議案第9号、国民健康保険山城病院組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、病床の有効利用を図るため、一般病床の規定について「345床」を「345床以内」に改正するもので、賛成多数で可決されました。

次に、議案第10号、国民健康保険山城病院組合組織条例の一部を改正する条例については、病理検査室及びリハビリテーション課を組織条例に規定する改正を行うもので、全員賛成で可決されました。

最後に、議案第11号、国民健康保険山城病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び国民健康保険山城病院組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につい

ては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うもので、全員賛成で可決されました。

以上、令和7年第2回国民健康保険山城病院組合議会臨時会の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 相楽東部広域連合議会、山本勝喜議員。

相楽東部広域連合議会議員（山本勝喜君） 相楽東部広域連合議会の報告をいたします。

相楽東部広域連合議会の報告をさせていただきます。

令和7年第2回相楽東部広域連合議会定例会は、7月28日午前9時30分から和東町議会会議場において開催されました。

開会宣言に続いて、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、閉会中の委員会調査報告を経て、3名による一般質問が行われました。

初めに、和東町、高山議員から、相楽東部広域連合の事務体制と今後の計画について、次に、笠置町、西議員から、相楽東部広域連合の活用や在り方について、最後に、南山城村、鈴木議員から、学校教育現場の暑さ対策や教職員の勤務実態の改善について、相楽東部広域連合のハラスメント要綱について、それぞれ質問がありました。

続いて、付議された議案について審議が行われました。

まず、議案第4号、令和7年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第1号については、歳入歳出それぞれ1,316万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,153万5,000円とするもので、人事異動や教育長の欠員に関する人件費の増減や各小・中学校の遊具の点検に係る費用などを計上したもので、議員からは、教育長人事についての質問が出され、審議の結果、全員賛成により可決されました。

続いて、第5号議案から第8号議案の物品購入契約の締結の件についてですが、一括議題とされました。

いずれも連合職員及び各小・中学校の児童・生徒や教職員が使用するパソコンなどの購入に係る契約で、第5号議案のL G W A N接続系端末及びインターネット接続系端末調達事業。第6号議案の相楽東部広域連合立小・中学校校務用端末等購入業務。第7号の相楽東部広域連合立和東中学校、笠置中学校コンピューター教室用端末等購入業務。第8号議案の相楽東部広域連合立小・中学校G I G Aスクール用 i P a d購入業務について、議案ごとに採決され、いずれの議案も全員賛成により可決されました。

最後に、各委員会の閉会中の継続審査及び調査の件について決定し、会議は閉会いたしました。

以上で、令和7年第2回相楽東部広域連合議会定例会の報告といたします。

議長（西 昭夫君） 後期高齢者医療広域連合議会、山本勝喜議員。

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員（山本勝喜君） 京都府後期高齢者医療広域連合議会の報告をさせていただきます。

令和7年第2回京都府後期高齢者医療広域連合議会定例会が8月7日午後1時30分から京都市内におきまして開催されました。

第1回定例会後に11人の議員が新たに選出され、まず、議長選挙が行われ、京都市の山本恵一議員が選出されました。

付議された議案ですが、まず、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長に、京都市副市長の吉田良比呂氏及び事務局長の田中靖之氏が選任されました。

次に、京都府後期高齢者医療広域連合議員報酬、特別職の報酬、費用弁償等に関する条例と、連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正が提案され、それぞれ全会一致で可決されました。

令和7年度の特別会計補正予算は、令和6年度中に概算で公布された支払基金からの後期高齢者交付金について、例年、翌年度精算することとされているところ、超過交付となったため、返還に要する経費について、繰越金を財源とし諸支出金を増額補正するため1億9,545万6,000円を増額し、補正後の額を4,441億437万6,000円にするものとして提案され、全会一致で可決されました。

令和6年度の決算ですが、一般会計は、歳入決算総額18億3,425万7,403円、歳出決算総額17億8,396万6,209円、差引残額5,029万1,194円でした。

また、特別会計では、歳入決算総額4,317億8,442万9,583円、歳出決算総額4,237億1,812万6,617円、差引残額806億6,302万2,966円でした。

いずれも賛成多数で認定されました。

このほか、東日本大震災の被災者に対する保険料の減免特例の適用期間を令和7年度分保険料までと変更する条例一部改正及び事務経費の補正として令和7年度一般会計補正予算の専決処分が提出され、全会一致で承認されたほか、後期高齢者医療制度の改善を求める請願、国に今までの後期高齢者医療被保険者証の交付を置留める意見書提出等についての請願が提出されましたが、いずれも不採択となりました。以上で報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 京都地方税機構議会の報告は、私、議長がいたします。

京都地方税機構議会定例会が令和7年8月29日午後2時より京都市内で開催されました。前定例会後に12人の議員が新たに選出され、正副議長が欠けたため、まず、議長選挙が行われました。議長には京都府議会の中村議員が、また、副議長には向日市議会の米重議員が選出されました。

付議された主な議案は、令和6年度の税機構の一般会計歳入歳出決算認定で、歳入決算総額26億4,483万9,216円、歳出決算総額26億4,258万1,399円、差引残高225万7,817円で、笠置町の町税徴収に係る税機構への令和6年度負担金は137万5,959円でした。

決算認定は賛成多数で認定されました。

これで閉会中の委員会調査報告、一部事務組合議会及び広域連合議会の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第10、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり委員会の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（西 昭夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで会議を閉じます。

令和7年9月第3回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後2時14分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 西 昭 夫

署名議員 山 本 勝 喜

署名議員 山 本 翔 太